

公益社団法人日本山岳協会 役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳協会（以下「本協会」という。）定款第27条に掲げる役員の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本協会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬年額は、賞与を含め1人当たり600万円以内とし、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 常勤役員には、年間報酬額を超えない範囲で賞与を支給することができる。
- 5 常勤役員には、退職金を支給することができる。

(監事の監査手当)

第4条 非常勤の監事には、監査を行った場合に1回につき3万円の監査手当を支給する。

(報酬の支給日と控除)

第5条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月25日（その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 法令に基づき常勤役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬等の金額からその金額を控除して支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、自己の預金への振込みを申し出た場合には本人の指定する本人名義の金融金口座に振り込むことができる。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日を報酬計算の起算日として報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合にはその日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合にはその月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までに支給するとき以外のときは、その報酬額はその月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の「給与規程」の支給基準に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第9条 役員がその職務の執行に当たつて負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もつて支払うものとする。

(退職金)

第10条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合の退職金の額は、職員に支給する退職手当算定の例により支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(公表)

第11条 本協会は、この規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(実施規程)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を要する。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。